

社会福祉施設等の防犯対策

点検マニュアル

平成28年9月26日改訂

福井県健康福祉部

平成28年9月 8日 作成

平成28年9月26日 改訂

はじめに

平成28年7月、神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生しました。

多数の要配慮者が入所する社会福祉施設では、不審者の侵入に備え、入所者および職員を守るため、あらかじめ対応を考えておくことが必要です。

このため、県では、今般、厚生労働省がこれまでに発出した児童施設福祉施設や医療機関における安全確保に関する通知等(※)を基に、「社会福祉施設等の防犯対策点検マニュアル」を作成しました。

- (※)・平成13年6月15日付け雇児総発402号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長および厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」
- ・平成18年9月25日付け医政総発第0925001号厚生労働省医政局総務課長通知「『医療機関における安全管理体制について(院内で発生する乳児連れ去りや盗難等の被害及び職員への暴力被害への取組みに関して)』について」

本マニュアルは、社会福祉施設等において入所者の安全確保のための点検の実施や防犯マニュアル等を策定する際の参考としていただくために作成したものです。各施設においては、本マニュアルを参考にしながら、各々の施設の周辺環境や地域住民との関わり、施設の規模や構造・設備の状況、さらには入所者の障害種別の区分や介護度等、施設の実情に応じた対策を講じてください。

平成28年9月26日

福井県健康福祉部長

目 次

1 日常の安全管理

(1) 職員の共通理解と施設内体制の整備	1
(2) 地域や関係機関等との連携	4
(3) 施設生活や外出中における安全確保の体制	5
(4) 安全に配慮した施設開放	5
(5) 施設設備面における安全確保	6
(6) 防犯設備・システムの拡充	8
(7) 入所者に対する安全管理についての指導	9
(8) 通所事業所等への通勤時、学校への登下校等における安全管理の体制	9
(9) 職員の状況把握・健康管理	10

2 緊急時の安全確保

(1) 不審者情報がある場合の連絡等の体制	11
(2) 不審者の侵入など緊急時の体制	12

参 考 安全管理に関する主な問い合わせ先	13
-----------------------------------	----